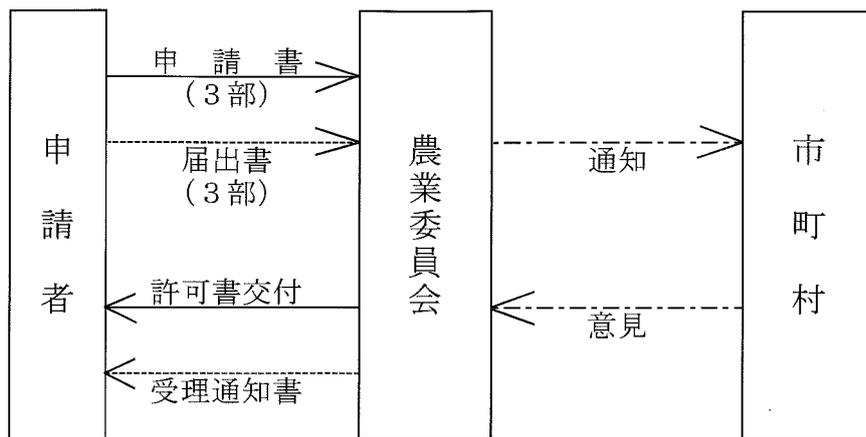


法第3条申請 添付書類

申請区分		添付書類		申請農地の登記事項証明書(全部事項証明書)	譲受人の住民票謄本	耕作証明書(譲受人が当該市町村外居住者の場合)	法人の登記事項証明書	定款又は寄附行為の写し	営農計画書又は土地利用計画書	組合員名簿又は株主名簿の写し	契約書の写し	受託規定	売却決定の期日調書又は公売調書	判決	和解調書	調停調書	家事審判書	所有者の同意書		
		個	人	法	人	3	条	3	項	以	外	譲	受	人	の	単	独	申	請	
法第3条申請	個人	未成年者	○	○	○			△												
		上記以外の者	○	△	○			△												
	法人	農地所有適格法人	○			○	○	○	※○											
		農業協同組合 農業協同組合連合会	○				○	△			○									
		その他の法人	○			○	○	△												
	譲受人の単独申請	競売・公売によるもの	○		○			△					○							
		遺贈によるもの	○		○			△						○						
		確定判決によるもの	○		○			△							○					
		裁判上の和解請求の承諾によるもの	○		○			△							○					
		民事調停法による調停が成立したもの	○		○			△									○			
家事審判の確定又は家事調停で成立したもの		○		○			△										○			
賃借地に係る賃借権の譲渡		○	△	○				△											○	
法第3条該当	個人	未成年者	○	○	○			△		○										
		上記以外の者	○	△	○			△		○										
	法人	○		○	○	○	△		○											
	賃借地に係る賃借権の譲渡	○	△	○				△		○									○	

(注) △印は必要に応じて添付させる。

※ 農事組合法人又は株式会社である場合



○申請書は必ず3部提出してください。

(注) _____ 許可を要する場合

----- 届出をする場合

----- 解除条件付使用貸借による権利及び貸借が設定される場合

※ 当農業委員会の申請受理の締切日が毎月の20日までとなっております。その受理日(毎月の20日)からの標準処理期間は概ね20日間程度となっております。

※ 農地として利用ために農地の売買・贈与等(所有権移転)、賃貸借及び使用貸借等をする場合に必要な申請です。